

2024年度 大津市立日吉中学校いじめ防止基本方針

～『日吉はひとつ』でいじめを防ぐ～

はじめに

生徒が一人の人格として尊重され、夢と希望を持って、健やかに成長してくれることが、学校・家庭・地域を含めたみんなの願いです。そこで、本校では、「厳しく・優しく・たくましく生きる生徒を育成する」ことを教育目標に掲げ、めざす学校像を『切磋琢磨し躍動する学校』とし、めざす生徒像を「自ら学び、厳しく鍛える生徒(自主・自律)」、「人のことを考え、思いやりのある生徒(人間性)」、「協力して社会に貢献できる生徒(社会性)」としています。また、教育実践の重点である「授業づくり」「集団づくり」「人づくり」をすべての教育活動で全校あげて推進するとともに、平成27年度よりコミュニティスクール事業を導入し、地域に根ざした『地域立学校』をめざす教育実践を日々実践しているところです。

さて、いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。それゆえ、いじめの問題への対応は学校を含め社会全体における最重要課題となっています。

このことから、教職員一人ひとりが、「いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりうる」「いじめは絶対に許されない」との認識に立ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければなりません。法では、『「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう』という定義されています。

そこで本校では、いじめ未然防止・早期発見・早期対応に向け、「いじめ防止対策推進法」（平成25年9月28日施行。以下「法」という。）第3条や「大津市子どものいじめの防止に関する条例」（平成25年4月1日施行。以下「条例」という。）第2条に規定する「基本理念」に則り、市教育委員会をはじめ保護者、地域、関係機関等と適切に連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止および早期発見に取り組むとともに、本校に在籍する生徒がいじめを受けていると思われるときは、迅速かつ的確に対応すべく、以降に示す基本方針で臨みます。

目 次

- 1 いじめ防止等のための対策の基本的な考え方・・・・・・・・・・P. 2
 - ① いじめの未然防止
 - ② いじめの早期発見
 - ③ いじめへの対応
- 2 「いじめ対策委員会」の設置・・・・・・・・・・P. 5
 - ① 役割
 - ② 構成員
 - ③ 関係する校内委員会等との連携
 - ④ いじめ事案対応フロー図
- 3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項・・・・・・・・P. 6
 - ① 基本方針、年間計画の見直し
 - ② 基本方針、年間計画の公開・説明
- 4 いじめ防止等に向けた年間計画・・・・・・・・・・P. 6
- 5 その他（資料等）・・・・・・・・・・P. 9

1 いじめ防止等のための対策の基本的な考え方

いじめは生徒の尊厳を脅かし、重大な人権侵害であるとの認識を持つとともに、生徒一人ひとりが人として尊重され、夢と希望を持って、健やかに成長できるよう、家庭・地域と協力し取り組むことが大切です。そのため、いじめの防止等のための対策は、学校の内外を問わず学校・家庭・地域・関係機関が互いに協力して、いじめの行為が学校や社会で受け入れられない環境を整えなければなりません。

また、いじめを受けた生徒には、その声に耳を傾け、生徒の置かれている状況を理解し、その思いを聴き出すまで関わっていくことが大切です。また、このことを通して、生徒自身の力でいじめ問題を解決できるよう支援していくことも重要であると考えます。

① いじめの未然防止

いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうるものであることを踏まえ、いじめの問題の解決を図るためには、すべての生徒を対象にすべての生徒がいじめの未然防止に取り組むことが重要です。そのために教育活動全体を通じ、「いじめは決して許されない行為である」ことを指導するとともに、豊かな情操や道徳心、自尊感情や自己有用感、社会性、人を思いやる心を育てることが大切です。このことから、本校の教育実践の重点である『授業づくり』『集団づくり』『人づくり』を基盤として、本校では以下のような取組を重点的に進めます。

(1) 子どもの主体的な参画

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
a	児童会及び生徒会を主体とした活動の推進	生徒会執行部が中心となり、月に数回カラーシャツを着用して挨拶運動を行い、いじめの防止や道徳心を育むいじめ防止啓発運動を実施する。
b	学校・学級及び個人のいじめ防止に関する取組目標の設定	道徳、総合の時間を利用して、「人権」について考えさせ、友達を大切にすること、人権意識の高揚及び、いじめ防止の意識の向上を図る。

(2) 子どもに対する教育・啓発

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
a	子どもの心を豊かにする教育の推進	学力向上と人権尊重の精神に根ざした集団モラルの向上をはかる。 「授業づくり」「集団づくり」「人づくり」を基盤とする。 地域ぐるみで子どもの豊かな生活力と実践力の育成を行う。 「つながりあいの実践」を通じて、お互いの信頼関係を構築できるようにする。
b	自他ともに認め合う人権教育の推進	道徳、総合の時間を利用して、「人権」について考えさせ、友達を大切にすること、人権意識の高揚及び、いじめ未然防止意識の向上を図る。 PTAと生徒会の共催による協働共汗作業により、教師と保護者や、親子の絆を深める。
c	いじめ問題にかかる子どもの解決力を育むための教育の推進	地域ボランティアに参画することにより「思いやりの心」を育てていく。 6月と10月には「いじめ防止啓発月間」としていじめ防止に関する題材を設定して道徳の授業を実施する。
d	専門家によるいじめ問題や人権教育等にかかる授業の実施	人権学習週間で身体障害者やJICAの方など、外部の方を招いて講演を実施。またネットトラブルでは専門家による出前授業を実施。その中でいじめ問題や人権について理解を深める。
e	子どもの存在や意見が大切にされる授業づくり・学級づくりの推進	多様な学びのある授業（協同的な学習の推進）を推進していくことで、互いに聞き合い、認め合い支え合う授業づくりを展開していく。 自尊感情学びの礎育成プロジェクトの授業研究により教師の授業力向上を図る。

f	いじめ防止啓発月間・人権週間における取組	いじめ防止啓発月間では朝の挨拶運動を強化し、いじめ撲滅に向けて啓発していく。学校運営協議会を実施し、学校の現状から、各委員・各顧問の方々から助言をいただく。 人権週間では、身近な差別や国際理解教育などの視点で人権問題を通じて、いじめについて考えていく。
g	思いやりの心を育てる異年齢交流の推進	体験的学習事業である「保育体験実習」に取り組む。3年生が保育園・幼稚園に行き、園児との交流や保育の実習に取り組む。 日吉子どもサミットの推進。
h	ネット上のいじめを含めた情報モラル教育の推進	・情報モラルの専門家を招いて1年生と2年生で講話を実施する。 ・学級指導と学年集会で情報モラルについて啓発していく。

(3) 教員に対する研修・支援

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
a	いじめ対策に関する校内研修の実施及びいじめ対策の取組にかかわる教員体制の整備	年度当初の職員会議にて、本校の基本方針の説明研修会を実施する。 ブロックにおいては、幼小中の教師が集まり、道徳教育や集団づくり、特別支援教育について研修を深める。
b	学校いじめ防止基本方針及び子ども支援コーディネーター等の周知	年度当初の職員会議、学校運営協議会、コミュニティスクール総会において、地域の方や保護者にいじめ防止基本方針について説明をする。またホームページも有効に活用する。
c	いじめ事案対応にかかる教員への指導・助言及び組織的支援体制の充実	いじめ対策委員会、学年部会、生徒指導部会での教員間で相談できる機会を適宜開催し、校長のリーダーシップの下、生徒指導主事、子ども支援コーディネーター、支援加配を中心に全教職員が円滑に動ける校内体制を整備していく。

(4) その他（学校独自の取組）

取組目標
日吉台花の街づくり、下阪本クリーン作戦、坂本ふるさと大掃除、雄琴ヨシ刈りなど地域のボランティア活動に積極的に参加することにより豊かな心を育てていく。
日吉子どもサミットでは小中連携という形の中、ペットボトルキャップ回収を中心としてSDGsに取り組んでいく。取り組みを通じて、他国についての認識も新たに、豊かな心を育てていく。

②いじめの早期発見

いじめの早期発見は、すべての大人が連携し、生徒のささいな変化に気づく鋭い観察力を高めることが必要です。このため、本校では、日頃から生徒の様子をしっかりと見守り、わずかな兆候であっても、背景にいじめがあるのではないかと疑いを持って関わりを持ち、積極的に認知できるよう努めます。その際、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた生徒の立場に立って行います。

また、教職員間や学校と保護者との間の情報共有を緊密にし、生徒の状況をきめ細かに把握するよう努めます。さらに、生徒が安心して相談できるよう、教職員は、日頃から積極的に生徒に声かけをするなど、生徒との信頼関係を築くとともに、学校として、定期的なアンケートや教育相談の実施、相談機関の周知等により、いじめ行為に対して訴えやすい環境を整えることにより、本校では以下のような取組を重点的に進めます。

(1) いじめに関する情報収集

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
a	いじめに関する定期的なアンケート調査の実施	毎学期の教育相談の時期にアンケートを実施。
b	子ども支援コーディネーターを中心としたいじめの疑いを含めた情報の集約	いじめの疑いと感じる情報をキャッチした教員は学年の生徒指導、生徒指導主事、子ども支援コーディネーターに報告する体制を整える。子ども支援コーディネーターと生徒指導主事は定期的に校内を巡回する。
c	いじめが発生するピーク時の校舎内及び校門等における見守り活動の実施	全学年で朝、業間、昼休みに校内を巡回する。場合に応じて授業中は空き教員による廊下張り付きパトロールを実施する。
d	いじめ等の悩みの把握及び教育相談の実施	6月と10月と2月に教育相談週間を設定し、全担任がクラス内の全員の生徒に対し、生徒の悩みや進路等に関する教育相談を実施し、健全な成長・発達を目指して、的確な指導や支援を行う。 「表現ノート」を通じて子どもたちの悩みを把握し、適宜相談できる体制を整える。
e	日頃からの家庭との連携及び情報交換の実施	常日頃から些細なことでも保護者と連絡を取り合い、関係を深めておく。また積極的に家庭訪問を実施することで保護者が相談しやすい信頼関係を築いていく。
f	ネット上のいじめにかかる保護者との連携強化	長期休み前には、生徒指導通信で携帯電話・スマートフォンの使い方についての啓発を行う。

(2) いじめに関する情報共有

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
a	いじめ事案の情報共有を図るための「いじめ対策委員会」の開催	週に1度、定期的にもたれる生徒指導部会の中で、いじめ対策委員会も同時開催とし、学年や学級、気になる子どもについての様子について情報を共有する。
b	学年及び校種を越えた情報共有の推進	学期に1度、幼小中地域合同生徒指導連絡会を持ち、校種を越えた情報の共有を行う。 年3回生徒指導関係機関連絡会議を持ち、関係機関との情報の共有を行う。

③いじめへの対処

生徒からいじめの相談を受けた段階、あるいは、いじめがあることが確認された段階では、すでに深刻な状況にある場合が考えられます。

このため、本校では、いじめがあった場合は(いじめの疑いがある場合を含む)、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保しつつ、「いじめ対策委員会」を開催します。そこで、情報の共有を図るとともに、指導方針等について検討し、直ちに対処します。

この際、「事実の確認」「解決のための手立ての確認」「その後の当事者へのケアの確認」等を着実に出来るよう組織的かつ計画的に取り組むことが重要です。

また、市教育委員会へ報告を行うとともに、いじめを行った生徒に対する指導が困難な場合は、警察等も含めた関係機関との連携を図り対処します。上記のことに関して、本校では以下のような取組を重点的に進めます。

(1) いじめの対処

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
a	組織的にいじめ事案に対処するための「いじめ対策委員会」における対応	いじめがあった場合（いじめの疑いがある場合も含む）は子ども支援コーディネーターおよび生徒指導主事に報告し、即座にいじめ対策委員会を開催する。いじめ対策委員会では今後の見通しと被害生徒の人権確保を優先するための方策を練る。
b	いじめ事案の解決に向けた対応	いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保しつつ、「事実の確認」「解決のための手立て」「その後の当事者のケア」等が着実に進められるよう組織的かつ計画的に対応する。保護者に対しては正確な事実関係を説明することにより、よりよい解決を目指す思いを伝える。
c	ネット上のいじめへの対応	事実を確認する事を最優先し、必要であれば警察など関係機関との連携を積極的に図る。
d	重大ないじめ事案に関するアンケート調査の実施	事実関係を明らかにするため、迅速にアンケート調査を行い、その後の支援につなげるように努める。また、状況を精査し、聴き取りなどで情報を得る。
e	いじめ事案が生じたときの保護者への情報提供	正確な事実関係を正しく伝え、毅然とした対応をとる。

2 いじめ対策委員会の設置

① 役割

- ア) いじめの防止等の取組の年間計画を作成する。
- イ) いじめの防止等の取組について、すべての教職員間で共通理解を図る。
- ウ) いじめの防止等の取組の実施、進捗状況の確認を行う。
- エ) 生徒や保護者、地域に対し、いじめの防止等の取組についての情報発信やいじめに関する啓発のための取組を行う。
- オ) いじめの疑いや生徒の問題行動などに関する情報の収集と記録、共有を行う。
- カ) いじめの疑いに関する情報があつた時には会議を開催し、いじめの情報の共有を図り、教職員や関係のある生徒等への事実関係の聴取、生徒に対する支援・指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携等、迅速に対応する。
- キ) いじめとして対応すべき事案か否かの判断を行う。
- ク) 重大事態が起こった場合は教育委員会と連携をとりながら、迅速に調査を行う。
- ケ) PDCA サイクルに基づき、毎年度、いじめの防止等の取組の検証を行うとともに、その結果等を勘案して、必要に応じて学校いじめ防止基本方針の見直しを行う。

② 構成員

いじめ対策委員会の構成員は、校長、教頭、教務主任、各学年主任、生徒指導主事、子ども支援コーディネーター、各学年生徒指導担当者、教育相談担当、該当担任、養護教諭 等とします。

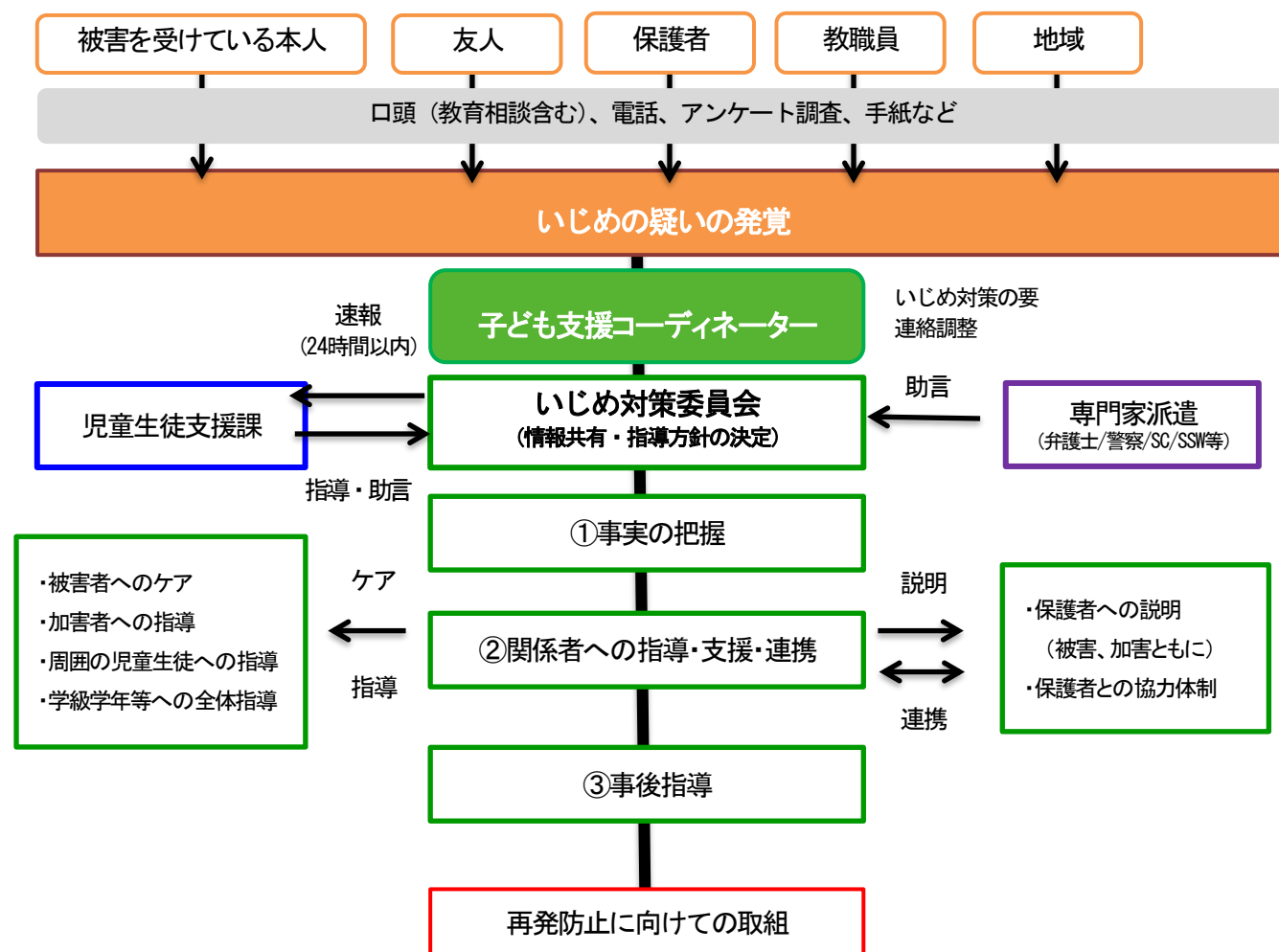
なお、個々の事案に応じて、関係の深い教職員を追加します。

また、重大事態が起こったときは、スクールカウンセラーや福祉の専門家、弁護士、医師 など外部専門家の参加を市教育委員会に要請し対応します。

③ 関係する校内委員会等との連携

いじめの防止等の取組の実施に当たっては、生徒指導部会、加配・教育相談部会、人権教育部会等の校内組織と役割分担し、連携して取り組みます。

④いじめ事案対応フロー図



3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

① 基本方針、年間計画の見直し

基本方針や年間計画について、その進捗状況を定期的に確認し、年度末にそれぞれの取組がいじめ防止にどのような効果があったのかを評価し、取組内容や方法の見直しを検討します。

②基本方針、年間計画の公開・説明

- ア) 本校の教育実践の重点である『授業づくり』『集団づくり』『人づくり』を校内の各分掌と連携し推進する。
- イ) 生徒会活動を通して自主的で自律的な取り組みを推進する。
- ウ) 生徒指導、教育相談、特別支援教育と連携を密にし、いじめ対策委員会を毎週開催する。
- エ) 全校集会や学年集会において指導、啓発を行う。

4 いじめ防止等に向けた年間計画

いじめ防止に関する活動内容・取り組み				
月	未然防止	早期発見	早期対応	家庭・地域・関係機関等との連携
4	←職員会議(児童生徒理解)→			
	←生徒指導連絡会・いじめ対策委員会(毎週一回)→			
	学年集会			

5	←職員会議(児童生徒理解)→			
	←生徒指導連絡会・いじめ対策委員会(毎週一回)→			
				学校運営協議会
		生活アンケート		
				日吉ブロック合同生徒指導連絡会
6	←いじめ防止啓発月間→			
	←職員会議(児童生徒理解)→			
	←生徒指導連絡会・いじめ対策委員会(毎週一回)→			
	PTA総会(いじめ問題を 含めた学校生活の近 況報告)			日吉コミュニティスクール総会
	小中連絡会			
	生徒会総会	←教育相談・アンケート→		
7	←職員会議(児童生徒理解)→			生徒指導関係機関連絡会議
	←生徒指導連絡会・いじめ対策委員会(毎週一回)→			
	←生徒指導関係機関連絡会議→			
	学年集会 専門家によるいじめ問 題や人権教育等に係る 授業			保護者懇談会
8	←いじめ問題に関する校内研修会またはブロック研修会→			
	←職員会議(児童生徒理解)→			
9	←職員会議(児童生徒理解)→			学校運営協議会
	←生徒指導連絡会・いじめ対策委員会(毎週一回)→			
10	←いじめ防止啓発月間→			
	←職員会議(児童生徒理解)→			
	←生徒指導連絡会・いじめ対策委員会(毎週一回)→			
		←教育相談・アンケート→		
				日吉ブロック合同生徒指導連絡会
11	←職員会議(児童生徒理解)→			合同学校保健委員会
	←生徒指導連絡会・いじめ対策委員会(毎週一回)→			学校運営協議会
	インターネット上のい じめ防止を含む情報モ ラル教育※時期調整中			秋の集会
12	←職員会議(児童生徒理解)→			生徒指導関係機関連絡会議
	←生徒指導連絡会・いじめ対策委員会(毎週一回)→			
	←生徒指導関係機関連絡会議→			
	・学年集会			保護者懇談会
1	←職員会議(児童生徒理解)→			
	←生徒指導連絡会・いじめ対策委員会(毎週一回)→			
	小中連絡会	生活アンケート		学校評価委員会

2	←職員会議(児童生徒理解)→		学校保健委員会
	←生徒指導連絡会・いじめ対策委員会(毎週一回)→		学校運営協議会
	←教育相談・アンケート→		
			PTA春の集会
			日吉ブロック合同生徒指導連絡会
3	←職員会議(児童生徒理解)→		日吉コミュニティスクール総会
	←生徒指導連絡会・いじめ対策委員会(毎週一回)→		生徒指導関係機関連絡会議
	←生徒指導関係機関連絡会議→		
	学年集会		
	小中連絡会		

- ・学校運営協議会……会長・副会長・四学区の学区民会議会長・PTA 会長・副会長・自治連合会長(互選)
小学校校長(互選)・市議会議員(互選)・同窓会長・公立幼稚園長・地域学校協働活動推進員
- ・学校評価委員会……地域・PTA より評価委員として6名程度選任
- ・教育振興会……市議会議員・四学区の自治連合会長・四学区の学区民会議会長・PTA 会長・同窓会長
学校評価委員・市教育総務課
- ・補導幹事会……四学区の補導幹事・四学区小学校の生徒指導担当者・2中学校の生徒指導担当者・大津少年
センター
- ・日吉ブロックコミュニティスクール総会
市議会議員・四学区の自治会役員(自治連合会長・学区民会議会長・民生児童委員協議会長・社会福
祉協議会長・主任児童委員・民生児童委員・補導幹事・子ども会連絡協議会長・体育振興会長・人権
生涯学習推進協議会長・子ども安全リーダー・人権擁護委員) 四学区の支所長・四学区の生涯学習委
員・四学区の小学校長・四学区の小学校 PTA 会長、四学区の幼稚園園長・比叡山中高等学校長・二
中学校 PTA 会長・保護司・老人会・更生保護女性会
- ・日吉ブロック幼小中・地域合同生徒指導連絡会
地域交番・四学区の保護司・補導幹事・主任児童委員・幼稚園園長・小学校校長・二中学校の校長、
生徒指導

どうですか、学校生活 ！？

番・氏名

新しい学年になり1ヶ月半がたちました。緊張して過ごした日々から、少しずつ心もほぐれ色々なことが見えてきたのではないのでしょうか。そんな中で、今悩んでいること、困っていることや不安に思っていること、がんばっていることなどを書いてみましょう。

☆クラスや友人関係について

☆学習について

☆学校生活について(部活動など)

☆家族や家庭生活について

●気になることがあれば、☑をつけてください。

<健康について>

- ☐ 食欲がない (朝・昼・夜 3食食べていますか)
- ☐ 朝起きにくい 起床 (時ごろ)
- ☐ 夜なかなか寝付けず 就寝 (時ごろ)
- ☐ 頭痛、腹痛、めまいがある
- ☐ 体調が悪いことが多い
- ☐ 学校に行きたくない時がある

<気持ちについて>

- ☐ やる気が出ない
- ☐ イライラする
- ☐ ゆうつになる
- ☐ 焦りや不安を感じる
- ☐ 何をするにもめんどうに感じる

●現在、次のような項目で困っていることはありますか？当てはまるものがある人は、数字に○をつけてください。

1	からかわれたり、悪口やおどし文句、嫌なことを言われたりしている
2	仲間はずれにされたり、無視されたり、陰で悪口を言われたりしている。
3	軽くぶつけられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりした。
4	ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりした。
5	お金や物を、おどし取られたり、おどし取られそうになったりした。
6	お金や物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりした。
7	嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりした。
8	インターネットにつながる機器で、嫌なことをされたりした。

●いずれかに○をつけた人は、詳しく教えてください。また、ここに書きにくい場合は、直接担任の先生に話して下さい。（担任の先生以外の相談しやすい先生に話しくれても大丈夫です）

相談内容は、いじめ以外のことについても大丈夫です。

教育相談を 希望する 希望しない （いずれかに○をつけてください）

●あなたの周囲の人で困っている人はいますか？心当たりのある人は、教えてください。

善行迷惑調査

あなたの周囲の人で、善い行いをして誰かを助けていたという人はいますか？

あなたや周囲の人で、困っている人・嫌な思いをしている人はいますか？

もし気づいたことがあれば教えてください。